

令和2年度 社会福祉法人 遠野市保育協会事業計画

当協会は、市内全域での保育園の経営及び全小学校区における児童館の指定管理並びに児童クラブ、病児等保育施設（わらっぺホーム）の受託運営を行い、遠野市での子育て支援における重要な位置付けを担う法人となっております。

つきましては、市民の期待や負託、社会福祉法人として信頼に応えるべくその使命・役割を役員全員が自覚し、十分に果たすとともに将来を見据え、令和2年度において次のような取り組みを行ってまいります。

1 法人運営（事務局）

定款の改正や経営組織のガバナンス強化など、今般の社会福祉法人制度改革の趣旨に沿った対応は適切に行ってきました。しかしながら、制度改革はこれで終わったのではなく、これからの各法人の取組が問われていると言われております。

制度論から実践論へステージが移っておりますので、今後も制度改革で問われた事項に適切に対応し、社会福祉法人としての使命を果たしてまいります。

更には、急激な少子化に伴う的確な対応を行い、将来を見据えた安定した経営を図るよう努めてまいります。

(1) 社会福祉法人制度改革の的確な取組

経営組織のガバナンスや財政規律の強化、事業運営の透明性の向上など制度改革への対応を引き続き適正に実施してまいります。特に、作年度から会計監査人による監査を導入し、適切な会計処理の強化を図っておりますので、更には業務の効率化、効率的な経営の実現にも資してまいります。

また、「地域における公益的な取組」においては、協会が各町に所有する施設やそこに勤務する職員等の資源を最大限に生かしながら、子育て支援を担う法人として“子ども”という言葉をキーワードに取組みを展開してまいります。また、市社会福祉協議会を始めとした社会福祉法人との連携を深め、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進してまいります。

(2) 第2期健全経営計画（元気プラン）の確実な推進

平成28年度に10ヵ年計画として策定した第2期元気プランにつきましては、ここ1～2年の急激な出生数の減少に伴い、入園児童数などにおいて計画に大きな乖離が生じており、法人経営にも大きく影響する結果となっております。将来にわたり安定的な経営基盤の確立を図るため、運営費の再試算、保育園定員の削減、保育園の分園化を検討してまいります。

(3) 適正な会計処理と監査機能の充実

「社会福祉法人会計基準」に則した適正な会計処理に努めるとともに、会計監査人導入による外部監査体制を強化し、計算書類等の信頼性の向上を図ってまいります。また、引続き税理士の指導及び内部監査人を配置し内部監査機能の充実に努めるほか、会計処理能力の向上に向けた指導・研修を強化してまいります。

なお、内部監査機能については、外部監査との兼ね合いもあることから内部監査において

は、施設の運営等にも視点を置いた監査を実施していくこととしております。

①外部監査等

ア 会計監査人 延べ監査日数 45日

イ 税理士指導 毎月 1回

②会計監査

ア 決算監査 1回（5月中旬）

イ 出納（現場）監査 3回（7月、11月、2月）

③内部監査人

ア 年間を通して計画的に26施設の指導等

(4) 広報活動の強化と情報発信の取り組み

当協会の事業や児童の活動内容等を市民・保護者にお知らせするため、次のよう
に組み立ててまいります。

①ホームページの内容充実

施設毎の春夏秋冬の活動内容などの情報や社会福祉法人としての基本情報を保護者
や市民の方々に提供していきます。

②協会広報誌「かたぐるま」の発行（年2回）

③オリジナル番組「とおのっこバンザイ」の自主制作

毎月、各施設の持ち回りで、「3分番組」として制作し、遠野テレビで放映します。

④「メール送信システム」（各保育園）の活用

行事のお知らせ、感染症情報、緊急時等の保護者への情報伝達を行い、保護者等と
の情報の共有を図ります。

(5) 職員体制等

① 人材の安定的な確保

多様化するニーズに対応するとともに、質が高く、安定したサービスの提供を実施す
るためには、専門性の高い人材の確保が重要であります。しかしながら、近年、保育士
不足は、全国的な課題となっており、保育所を運営する法人においては適正な基準での
保育士を配置できない状況も出てきております。そのような中、協会では昨年度から職
員採用試験の前倒し（6月試験）及び奨学金返済支援制度を創設し優秀な人材の確保に
努めました。今年度も継続して人材確保に努めてまいります。

また、魅力ある職場づくりや人材の確保を図る一手法として、今年4月からの初任給
の見直しを含めた給与等の処遇改善も実施致しました。今後も運営費も含めた経営状況
を勘案しながら検討してまいります。

② 人材の育成（研修等の充実）

組織内研修と組織外研修（派遣研修）を連動させ、勤務体制の工夫などによる体系的
かつ計画的な研修機会の確保により積極的に研修等への参加を促し、職員の資質向上と
人材の育成を図ってまいります。

更には、今年度からリーダー制も導入し、キャリアパス制度と連動した人材育成のシ
ステム化により、職員の意識改革に努めてまいります。

(6) 安全管理（リスクマネジメントの取り組み）

① 事故防止対策

保育等の施設内外で想定される事故等のリスクを洗い出し、再発防止や類似事故の発生予防に努めるとともに、施設内外の安全点検を行い、事故防止対策のために職員の共通理解やリスク感性を高めていきます。

② 災害時の対応

災害等の発生に備え、地域と協働して危険箇所の点検や避難訓練を実施し、不測の事態に備えた防災対策に取り組みます。また、市との災害支援協定締結による福祉避難所開設の協力など、災害に備え、連携を図っていきます。

③ 感染症等の対応

令和2年の年明けから新型コロナウイルスの関係で、全国各地で感染症対策に右往左往している状況であります。当協会においても出来得る可能な対応を実施しているところであります。感染症やその他の疾病の発生予防に努めるのは勿論のこと、発生した際の拡大防止策を講ずることが重要でありますので、手順・手技・情報発信等のマニュアルの再確認や嘱託医、市、保健所等との連携を強化していきます。

(7) 会議等の開催

① 理事会、評議員会の開催

法人運営の重要事項等についての審議・決議を行うため次のとおり開催する予定です。

開催予定日	会議名称	審議内容
6月5日(金)	第1回理事会	・令和元年度事業報告及び収支決算 ・社会福祉充実計画 ・評議員会の招集 等
6月23日(火)	定時評議員会	・令和元年度事業報告及び収支決算 ・社会福祉充実計画 等
9月29日(火)	第2回理事会	・令和2年度一般会計補正予算 等
12月10日(木)	第3回理事会	・令和2年度一般会計補正予算 等
3月15日(月)	第4回理事会	・令和2年度一般会計補正予算 ・諸規程の改正 ・令和3年度事業計画及び当初予算 等
3月24日(水)	第1回臨時評議員会	・事業計画及び当初予算の説明 等

② 経営会議の開催

経営執行の方針や業務上の重要事項などの討議検討と法人を取り巻く状況などの情報の共有を図るため、適宜、経営会議を開催します。

③ 「定例園長会議」・「児童館長等会議」の開催

保育園、児童館等法人施設間の連絡調整や相互連携を図るため、それぞれ毎月（各12

回) 開催します。

・ 参集範囲：理事長、各施設長等

④ 「福祉サービスに関する運営適正化検討会議」の開催

施設に寄せられた苦情や事故等について、事例検証を行い、意識、対応策等の共有化に努め、苦情処理対応や事故防止等のリスクマネジメントのため、年2回(上期・下期)に開催します。

・ 参集範囲： 正副理事長、苦情解決第三者委員(監事)、苦情解決責任者(各施設長)
また、福祉サービスをより質の高いものにするために、第三者が評価を行う福祉サービス第三者評価事業の導入を今年度検討することとしております。

⑤ 「契約等予定者選定委員会」の開催

工事及び備品購入等、適正な契約等予定者(業者)の選定を図るため開催します。(随時)
・ 参集範囲： 選定委員の役員、該当施設長

2 保育園の運営

子育てを取り巻く環境は、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子育ての負担や不安を抱えると同時に、仕事と子育ての両立が課題となる保護者が増加の傾向にあるため、子育てに関する支援のニーズが高まっております。このような状況の中、職員一人ひとりが専門性を自覚し「その子がその子らしく成長していく過程を支援する専門家」として、子どもの主体性を育てる保育を大切に、全保育園で「子どもたちと共に笑顔の花が咲く職場」を目指した運営に努めてまいります。

また、保育所保育指針の趣旨を踏まえ、子どもの健康及び安全を確保しつつ、子どもの一日の生活や遊びの発達過程を見通し、「児童ファースト」を全職員の合言葉として、子ども主体の保育の内容を組織的・計画的に実践してまいります。

(1) 入所児童数の見込み

令和2年度保育所入所受付児童数621名(宮守教育認定児童含む)は、昨年度当初入所児童数661名(同)より40名少ない人数でスタートします。

出生数減少のなか、地域偏在がより顕著になってきていますが、全保育園で赤ちゃん訪問を実施するなど入所児童の確保に努力してまいります。

(2) 保育の質向上への取り組み

入所している子どもたちの最善の利益を意識し、子ども主体の中で、一人一人の発達過程に合わせた環境を作り、充実した活動ができるよう保育所保育指針に基づく職員の資質・専門性の向上を図り、保育の質を高めてまいります。

(各保育園の保育計画・事業計画等の詳細は添付のとおり)

① 保育士等の専門性の向上

『子どもがその時その時に見せる意欲を育てる』ことが保育士の役割であることを忘れず、質の高い保育を展開するために子どもの保育に関わるあらゆる職種の職員一人一人が、保育の専門性を意識し専門性を高めるため、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努めます。

② 組織的な取組

保育園ごとに保育計画の展開状況や保育士等の自己評価を踏まえ、園全体での保育内容に対する自己評価を行うとともに、外部評価も導入した評価結果を分析し、園として取り組むべき課題を明確にして、保護者や地域へ公表し改善を進め、質の高い保育サービスの提供に努めます。

③ 多様化する保育ニーズへの対応

女性の就業率の向上、就労形態の複雑化や核家族化等により多様化する保育ニーズに対応するため、特別保育の充実を図り継続してまいります。

④ 子育て（保護者）支援の充実

保護者への支援・相談業務は保育士の役割でもあります。保護者の気持ちに寄り添い、信頼関係を築き子育ての悩み等の相談に対して、その専門性を活かした“夢をつむぐ子育て支援”を実施します。

また、入所児童にとどまらず地域に開かれた子育て支援に関する拠点としての役割を担っていきます。

⑤ 食育の充実

「食育」は、食を営む力の育成に向け、乳幼児期における望ましい食に関する習慣の定着及び食を通じた人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図るために積極的に取り組むことが求められております。食育を保育の内容の一環として位置付け、安心安全、楽しい食と情報の提供並びに健康を守る自園調理提供に取り組むとともに、体調不良、食物アレルギーなど一人一人の子どもの心身の状態等に応じた対応をしてまいります。

また、子ども達と栄養士、調理員は、定期的に子ども達と一緒に給食を食し、食材の説明、食べ方、食の進み具合等を観察しながら献立、調理に反映しています。

⑥ 公開保育の実施

保育の質を高めていくためには、保育者が互いに学び合う風土づくりが大切であり、保育者の同僚性を高め、各保育園での実践事例を通して保育の良さや課題を見つめ直すことを目的に公開保育を実施します。

（公開保育実施予定園数　： 4園程度）

(3) 病児等保育の受託

平成22年度に開設された「遠野市病児等保育施設（わらっぺホーム）」の運営業務を継続して受託し、遠野病院や市関係部署等との連携を密に病児等の適切な看護及び保育の提供を行い、保護者の就労支援にも繋げていきます。

(4) 園舎等の施設整備

昨年度は綾織保育園の改築を進め、2月から新園舎での保育活動を実施しております。今後も施設整備計画に基づき、児童の安全を考え老朽化が進んでいる施設の整備を市と連携協議しながら進めてまいります。令和2年度は、青笹保育園の未満児室の増設を市が行う青笹児童館の活動室の増設に併せ行う計画であります。そして、施設整備計画に搭載しております遠野及び白岩、宮守の各保育園の建設場所となる候補地の選定を今年度にはしたいと考えています。

また、良好な施設環境の維持を図るため、全園で施設の点検を実施し、年次計画を立てながら計画的に補修及び改修に努めてまいります。

(5) 小学校等との連携

子どもの育ちを次のステージ（小学校）へ繋げていくことは、保育所の社会的責任でもあります。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭におき、アプローチカリキュラムを作成し卒園後のスムーズな学びへの接続を意識した主体的で共同的な活動の充実を図るとともに、保育園から小学校に入学する卒園児の情報提供（保育要録）を継続していきます。

また、障がい児（グレーゾーンの園児含む）の情報共有など、関係機関等との連携を強化します。

3 児童館・児童クラブの運営

令和2年度も指定管理者として7児童館（遠野・白岩・綾織・青笹・上郷・宮守・附馬牛）、業務受託として4児童クラブ（小友・土淵・鱒沢・達曾部）の運営を行います。市内全11小学校区において放課後の居場所として遊び（体験・交流・学び等）を通し、健全育成に努めていきます。

(1) 職員の配置

館長には熱意を持った方を委嘱し、1人・複数館担当の体制で対応します。職員体制は、各館・クラブには基本として、遊びの指導員2名を配置しますが、利用状況等に応じ柔軟に増員対応します。

なお、児童館に正規職員を最低1名配置し、児童クラブへの正規職員の配置につきましては市と協議しながら検討してまいります。

(2) 遊びの指導内容の充実

児童館は、健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と能力の発達を援助していくことを目的に設置されている施設です。遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素があることから、遊びによって心身の健康を維持し、知的・社会的能力を高め、同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるような事業やプログラムを工夫するなど内容の充実を図ってまいります。

また、中学校区ごとの合同の交流会等を積極的に取り組んでまいります。

(3) 職員の資質向上

年齢や発達状態が異なる多様な子どもたちが一緒に過ごす場である児童館・児童クラブの職員は、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わる専門性が求められます。ついては、内部研修の充実を図るとともに、「児童厚生2級指導員研修」など積極的に専門研修への受講の機会を設けていきます。

(4) 要支援児童への対応

近年、増加傾向にある要支援（ADHD等障害又はこれに類する）児童への対応については、専門家による講義及びケース検討の研修を実施し、障害の理解及び保護者を含めた適切な対応や支援の仕方などについての対応力の向上を図り、児童に寄り添った支援を行ってまいります。

更には、保護者は勿論、養護の専門家や子育て応援部、花巻清風支援学校遠野分教室などの専門機関等との連携を密にした対応に努めてまいります。

(5) 子育て（サークル活動）支援

就学児童が利用しない午前中の時間帯を中心に施設を在宅親子に活動場所として開放し、仲間意識の高まりや自主的活動を支援するとともに、子育てに関わる悩みや相談を子育て支援センターや各保育園と連携し対応していきます。

4 地域子育て支援センターの運営

子育て家庭等に対する相談指導、子育てサークル活動等への支援は、社会福祉法人としての公益的な取組でもあることからその充実を図ってまいります。

(1) 支援センター「まなざし」等の活動充実

支援センターには専任の所長を配置し、各保育園の子育て支援推進担当者（主任保育士に発令）、各児童館・児童クラブ指導員と連動して活動の地域的温度差を解消し、子育て支援の拠点として、コーディネート機能の充実に努めます。

また、「まなざし」を利用する在宅親子に交流等の場を提供するとともに、親子同士の自主的活動支援、各地域子育てサークル活動の支援並びに合同事業や専門職による相談等を企画実施しながら利用の拡大を図っていきます。

(2) 支援団体等との連携

子育て支援連絡会「クレヨン」、協会退職職員（OB）組織「陽だまりの会」及び主任児童委員との連携を強化し、在宅親子等への育児支援を推進します。